

□ 文化財保存整備・活用体制 新旧対照表

新	旧
<div data-bbox="134 327 533 399" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">文化財保護審議会</div> <div data-bbox="134 603 533 675" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">文化財保存活用推進委員会</div> <p data-bbox="286 678 1025 774">設置根拠: 文化財保護法第183条の9第1項 飯塚市附属機関の設置に関する条例第2条 担当事務: 文化財の総合的な保存・整備等に関して調査審議すること</p> <div data-bbox="286 845 1025 1013" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 歴史資料館協議会 専門部会① </div> <p>担当事務: 歴史資料館の運営及び関連する文化財の保存活用に関し協議すること ※歴史資料館運営協議会の担当事務を引き継ぐ</p> </div> <div data-bbox="286 1053 1025 1220" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 古代史跡協議会 専門部会② </div> <p>担当事務: 古代の史跡の保存活用及び個別計画策定に関し協議すること ※鹿毛馬神籠石保存整備委員会の担当事務を引き継ぐ</p> </div> <div data-bbox="286 1260 1025 1412" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 近代化遺産協議会 専門部会③ </div> <p>担当事務: 近代化遺産の保存活用及び個別計画策定に関し協議すること</p> </div>	<div data-bbox="1310 327 1686 399" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">文化財保護審議会</div> <p data-bbox="1310 402 2049 566">設置根拠: 文化財保護法第190条第1項 飯塚市文化財保護条例第48条第1項 担当事務: 教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、並びにこれらの事項に関して教育委員会に建議すること。</p> <div data-bbox="1310 845 1686 917" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">歴史資料館運営協議会</div> <p data-bbox="1310 920 2049 1013">設置根拠: 飯塚市歴史資料館条例第11条第1項 担当事務: 資料館の管理及び運営に関する事業を協議すること ※今後は、文化財保存活用推進委員会の歴史資料館協議会で協議する</p> <div data-bbox="1310 1053 1686 1125" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">鹿毛馬神籠石保存整備委員会</div> <p data-bbox="1310 1128 2049 1220">設置根拠: 飯塚市附属機関の設置に関する条例第2条 担当事務: 鹿毛馬神籠石の保存整備に関して調査審議すること ※今後は、文化財保存活用推進委員会の古代史跡協議会で協議する</p>

飯塚市文化財保存活用推進委員会規則を次のように定める。

平成31年 月 日提出

飯塚市教育委員会

教育長 西 大 輔

提案理由

文化財の保存と活用の一層の取り組みの推進を図るための飯塚市文化財保存活用推進委員会を設置したので、関係規則を整備するため、本案を提出するものである。

飯塚市文化財保存活用推進委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、飯塚市附属機関の設置に関する条例(平成18年飯塚市条例第21号)第3条の規定に基づき、飯塚市文化財保存活用推進委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域計画 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第183条の3に規定する本市の文化財の総合的な保存整備及び活用に関する計画
- (2) 個別計画 本市に存在する個別の文化財の保存整備及び活用に関する計画(所掌事務)

第3条 委員会は、本市における文化財の総合的かつ計画的な保存及び活用を図る

ため、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 地域計画に関すること。
- (2) 個別計画に関すること。
- (3) 文化財の保存及び活用に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、必要と認められる事項に関すること。

2 個別の分野における施策の基本的な事項を定める個別計画を策定し、又は変更するに当たっては、地域計画との整合を図るものとする。

(組織)

第4条 委員会は10名以内をもって組織する。

(委員)

第5条 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 社会教育機関
- (3) 学校教育機関
- (4) 行政機関
- (5) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第6条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第7条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は委員会を主宰し、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 委員会の会議は委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議及び会議資料は、公開しない。ただし、委員会が必要と認めたときは、この限りでない。

(専門部会)

第9条 専門的事項に係る調査審議のため、委員会に別表のとおり専門部会(以下

「協議会」という。)を置く。

- 2 協議会の委員の委嘱又は任命については第5条の規定を準用する。
- 3 前項の規定にかかわらず、委員長は、第5条の規定により教育委員会が委嘱又は任命した委員を、協議会の委員とすることができる。
- 4 協議会の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 この規則に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(意見の聴取等)

第10条 委員長は、必要があると認めるときは、関係者又は識見を有する者に出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

- 2 委員長は、必要に応じて関係機関の職員の出席を要請し、その説明又は意見を求めることができる。

(文化財保護審議会の確認)

第11条 市指定文化財に係る保存活用計画については、飯塚市文化財保護審議会において関係法令及び計画との適正について確認するものとする。

(事務局)

第12条 委員会の事務局は、教育委員会文化課に置く。

(委任)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
(飯塚市教育長に対する事務委任規則の一部改正)
- 2 飯塚市教育長に対する事務委任規則(平成18年飯塚市教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。
第2条第1項第12号オを次のように改める。
オ 飯塚市文化財保存活用推進委員会及びその専門部会の委員
(飯塚市歴史資料館条例施行規則の一部改正)
- 3 飯塚市歴史資料館条例施行規則(平成18年飯塚市教育委員会規則第36号)の一部を次のように改正する。
第9条から第14条までを削り、第15条を第9条とする。

(飯塚市鹿毛馬神籠石保存整備委員会規則の廃止)

4 飯塚市鹿毛馬神籠石保存整備委員会規則(平成18年飯塚市教育委員会規則第47号)は、廃止する。

別表(第9条関係)

協議会の名称	委員数	担任する事務
歴史資料館協議会	8名以内	歴史資料館の運営及び関連する文化財の保存活用に関し協議すること
古代史跡協議会	8名以内	古代の史跡の保存活用及び個別計画策定に関し協議すること
近代化遺産協議会	8名以内	近代化遺産の保存活用及び個別計画策定に関し協議すること

飯塚市文化財保存活用推進委員会規則 新旧対照表

新	旧
<p><u>○飯塚市文化財保存活用推進委員会規則</u></p> <p><u>(趣旨)</u></p> <p><u>第 1 条 この規則は、飯塚市附属機関の設置に関する条例（平成 18 年飯塚市条例第 21 号）第 3 条の規定に基づき、飯塚市文化財保存活用推進委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p><u>(定義)</u></p> <p><u>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</u></p> <p><u>(1) 地域計画</u></p> <p><u>文化保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 183 条の 3 に規定する本市の文化財の総合的な保存整備及び活用に関する計画</u></p> <p><u>(2) 個別計画</u></p> <p><u>本市に存在する個別の文化財の保存整備及び活用に関する計画</u></p> <p><u>(所管事務)</u></p> <p><u>第 3 条 委員会は、本市における文化財の総合的かつ計画的な保存及び活用を図るため、次に掲げる事項について調査審議する。</u></p> <p><u>(1) 地域計画に関すること。</u></p>	

(2) 個別計画に関すること。

(3) 文化財の保存及び活用に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、必要と認められる事項に関すること。

2 個別の分野における施策の基本的な事項を定める個別計画を策定し、
又は変更するに当たっては、地域計画との整合を図るものとする。

(組織)

第4条 委員会は10名以内をもって組織する。

(委員)

第5条 委員会は次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命
する。

(1) 学識経験者

(2) 社会教育機関

(3) 学校教育機関

(4) 行政機関

(5) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第6条 委員会の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の
委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第7条 委員会に委員長及び副委員長を各1名置き、委員の互選により定
める。

2 委員長は委員会を主宰し、会議の議長となる。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長が事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 委員会の会議は委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議及び会議資料は、公開しない。ただし、委員会が必要と認めたときは、この限りでない。

(専門部会)

第9条 専門的事項に係る調査審議のため、委員会に別表のとおり専門部会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会の委員の委嘱又は任命については第5条の規定を準用する。

3 前項の規定にかかわらず、委員長は、第5条の規定により教育委員会が委嘱又は任命した委員を協議会の委員とすることができる。

4 協議会の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 この規則に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(意見の聴取等)

第 10 条 委員長は、必要があると認めるときは、関係者又は識見を有する者に出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

2 委員会は必要に応じて関係機関の職員の出席を要請し、その説明又は意見を求めることができる。

(文化財保護審議会の確認)

第 11 条 市指定文化財に係る保存活用計画については市文化財保護審議会において関係法令及び計画との適正について確認するものとする。

(事務局)

第12条 委員会の事務局は、教育委員会文化課に置く。

(委任)

第 13 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(飯塚市教育長に対する事務委任規則の一部改正)

2 飯塚市教育長に対する事務委任規則(平成 18 年飯塚市教育委員会規則第 7 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 12 号オを次のように改める。

オ 飯塚市文化財保存活用推進委員会及びその専門部会の委員

(飯塚市歴史資料館条例施行規則の一部改正)

3 飯塚市歴史資料館条例施行規則(平成 18 年飯塚市教育委員会規則第 36 号)の一部を次のように改正する。

第 9 条から第 14 条までを削り、第 15 条を第 9 条とする。

(飯塚市鹿毛馬神籠石保存整備委員会規則の廃止)

4 飯塚市鹿毛馬神籠石保存整備委員会規則(平成 18 年飯塚市教育委員会規則第 47 号)は、廃止する。

別表(第9条関係)

<u>協議会の名称</u>	<u>委員数</u>	<u>担任する事務</u>
<u>歴史資料館協議会</u>	<u>8名以内</u>	<u>歴史資料館の運営及び関連する文化財の保存活用に関し協議すること</u>
<u>古代史跡協議会</u>	<u>8名以内</u>	<u>古代の史跡の保存活用及び個別計画策定に関し協議すること</u>
<u>近代化遺産協議会</u>	<u>8名以内</u>	<u>近代化遺産の保存活用及び個別計画策定に関し協議すること</u>

○飯塚市教育長に対する事務委任規則
(略)

○飯塚市教育長に対する事務委任規則
(略)

(委任事務)

第2条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。

(1)～(11)(略)

(12) 教育委員会に属する附属機関の委員及び次に定める委員の任命又は委嘱に関すること

ア 飯塚市給食運営審議会委員

イ 飯塚市社会教育委員

ウ 飯塚市公民館運営審議会委員

エ 飯塚市図書館運営協議会委員

オ 飯塚市文化財保存活用推進委員会及びその専門部会の委員

カ 飯塚市文化財保護審議会委員

キ 飯塚市学校運営協議会委員

ク 飯塚市文化振興審議会委員

2 (略)

○飯塚市歴史資料館条例施行規則

(委任事務)

第2条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。

(1)～(11)(略)

(12) 教育委員会に属する附属機関の委員及び次に定める委員の任命又は委嘱に関すること

ア 飯塚市給食運営審議会委員

イ 飯塚市社会教育委員

ウ 飯塚市公民館運営審議会委員

エ 飯塚市図書館運営協議会委員

オ 飯塚市歴史資料館運営協議会委員

カ 飯塚市文化財保護審議会委員

キ 飯塚市学校運営協議会委員

ク 飯塚市文化振興審議会委員

2 (略)

○飯塚市歴史資料館条例施行規則

(略)

(協議会の職務)

第9条 条例第11条に規定する飯塚市歴史資料館運営協議会(以下「協議会」という。)は、資料館の円滑な運営を図るため、条例に規

定する業務に関する重要事項について、協議検討を行うものとする。

(協議会の組織)

第 10 条 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験者 4 人以内

(2) 社会教育関係者 3 人以内

(3) 学校教育関係者 3 人以内

(協議会の委員の任期)

第 11 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(協議会の会長及び副会長)

第 12 条 協議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(協議会の会議)

第 13 条 会議は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない

(補則)

第 9 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

○飯塚市鹿毛馬神籠石保存整備委員会規則

(廃止)

い。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

5 協議会は、協議事項について必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(協議会の庶務)

第 14 条 協議会の庶務は、資料館において処理する。

(補則)

第 15 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が定める。

○飯塚市鹿毛馬神籠石保存整備委員会規則